

待機児童解消に向けた更なる支援の充実を求める意見書

国は平成25年6月に「待機児童解消加速化プラン」に係る実施方針及び事業を公表し、地方自治体は保育対策の整備にまい進しているところである。

しかしながら、国が目指す今年度及び来年度までの2年間で全国約20万人分の保育対策の整備を実現するには、速やかに保育サービスに係る公的補助を拡充して、地域の実情に応じた対応を可能とし、さらに局地的に待機児童が集中している都市部を中心に保育サービスを支える人材の確保など、積み残された重要課題の解決が急務である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、待機児童問題を抱える地方自治体が地域の実情に応じて事業を実施することができるよう、下記のとおり強く求める。

記

- 1 保育人材の確保策について、地方自治体が地域の実情に応じて保育士の確保・定着に一層取り組めるよう、潜在保育士の活用や資格取得の支援、保育士の処遇改善等を補助対象とすること。
- 2 保育施設運営支援について、地価の高い大都市において、国有地の無償貸与や土地の確保に対する補助の充実等、十分な保育サービスを提供することができるよう補助制度の拡充を行うこと。
- 3 保育施設利用者支援の早期実施と地方自治体が国に先行して事業を実施した場合に要した経費についても補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年10月23日

江東区議会議長 星 野 博

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて